

## 社会福祉法人横手市社会福祉協議会

# 令和6年度 いきいきサロン事業実施要領

### 1. 目的

社会的孤立の防止や社会参加、介護予防などを主目的とし、支えあいや交流、健康増進活動などを通して住民同士のつながりを深め、福祉活動の拠点となるつどいの場づくりを推進するため本事業を実施します。

### 2. 対象

町内会単位や広域的な範囲で地域住民、または当事者の方々などさまざまな世代が気軽に参加でき、みんなで協力しあいながら自主的に開催するサロン（つどいの場）とします。

例) 同じ町内に住む方同士が交流を深めるサロン

地域の子ども達のために学習支援や食事提供などを行うサロン

子育て世代が集まり仲間づくりや情報交換などを行うサロン

共通の悩みを抱える若者が相談しあえるサロン など

### 3. 会場

参加者の方が気軽に集まることができる場所を会場とします。

例) 町内会館、公民館、公共施設、参加者等の自宅、公園など

### 4. 主な活動内容

- ①地域住民や当事者の交流や支えあい活動
- ②福祉に関する座談会や勉強会
- ③健康増進に関する体操や運動
- ④その他、必要な福祉活動

### 5. 助成金

本要領の目的に該当するサロンは、開催1回につき5,000円（12回以上は最大6万円）を上限に助成金を交付します。なお、あくまでも助成金となりますので、基本的に自主財源(参加費、町内会からの助成など)を活用した運営をお願いします。

※他の補助事業や助成事業の交付を受けている（受ける予定がある）場合は助成金の対象外となります。

※計画通りに開催できなかった場合は、次年度申請時に開催できなかった回数分を差し引いて助成金を交付します。

※繰越金額に応じた助成金の目安額を設定しています。

### 6. 申請及び報告

#### ①申請

最寄りの福祉センター又は本部地域福祉課へ様式1、2を提出し、助成金交付決定後に様式3を提出してください。所定の様式を記入する場合は、必ずボールペンなど消えない筆記用具を使用してください。

## ②助成金の交付予定日

	様式1、2の提出日	助成金交付予定日
①	4月 1日（月）まで	4月26日（金）
②	4月19日（金）まで	5月17日（金）
最終	12月27日（金）まで ※②の後は随時受付	随時交付 ※申請から1ヶ月以内

※最終申請期限日前でも、当年度予算に達した時点で申請締切とします。

## ③報 告

年度内の活動が終了したら、翌年度の申請と同時又はその前までに様式4、5、6を最寄の福祉センター又は本部地域福祉課へ提出してください。なお、サロンの休止など、申請されない場合は4月末までに提出してください。

※助成金を目的以外に使用した場合は、助成金の返還を求める場合があります。

## ④各種様式

様式1：助成金交付申請書      様式2：実施計画書      様式3：請求書  
 様式4：完了報告書              様式5：実施報告書      様式6：事業費収支報告書

※活動内容や収支の透明化のため、必要に応じて様式以外の書類提出を求める場合があります。

※様式6：事業費収支報告書の支出項目分類表

項 目	内 訳
食料費	弁当、お茶菓子など
会場使用料	会館・公民館等使用料、会場暖房費など
消耗品費	コピー用紙、文房具、インク、感染症予防用品（消毒液やマスクなど）など
諸謝金	講師等への謝礼（菓子折りなど）
活動費	創作活動材料、各種行事・移動研修経費、参加者への声かけ訪問用経費（訪問時の配布物品代）など
その他	備品代、コピー代、ボランティア活動保険料、会議経費など



本事業は「横手市社会福祉協議会会費」と「赤い羽根共同募金配分金」を財源としておりますので、社協会員加入と共同募金の各種募金活動（個別募金、イベント・街頭募金など）へのご協力をお願いします。

